

# 令和7年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会

日時：令和7年6月9日(月) 午後1時30分～

場所：名古屋市公館 レセプションホール

## 次 第

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 委員の紹介

### 4 議題

- (1) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」の令和7年度の主な新規・拡充事業について 資料1
- (2) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」の進捗管理について 資料2
- (3) 教育・保育部会設置要綱の改正について 資料3

### 5 報告事項

- (1) 令和7年度子ども・若者支援部会の開催状況について 資料4
- (2) 教育・保育部会の開催状況について 資料5
- (3) 令和7年4月1日現在の保育所等利用状況について 資料6
- (4) 令和6年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について 資料7
- (5) 名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正について 資料8
- (6) 「名古屋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」について 資料9

### 6 閉会



<議題 1>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029  
名古屋市子どもに関する総合計画」の令和7年  
度の主な新規・拡充事業について



「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋子どもに関する総合計画」  
掲載事業の令和7年度の主な新規・拡充事業について

※「子どもたちの未来全力応援」に位置づける事業は「★」を記載

施策3 安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
040	-	★	バリアフリーのまちづくりの推進	高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進</li> <li>● 本市の施設整備における当事者参加の仕組みとして、バリアフリー整備相談支援事業を開始(新規)</li> </ul>	健康福祉局	障害企画課, 地域共生推進課
058	-		地下鉄駅のホームと車両の段差・隙間の改善	車いすやベビーカー利用者をはじめ誰もが乗降しやすくなるよう、ホーム先端部のかさ上げ(スロープ化)やくし状ゴムの設置などを行い、ホームと車両の段差・隙間を改善	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事</li> <li>▶ 名城・名港線 12駅</li> <li>● 設計</li> <li>▶ 桜通線</li> </ul>	交通局	駅務課
062	20	★	地下鉄駅でのベビーカーレンタルの試行導入	駅周辺における子ども連れでの移動の利便性向上をめざし、ベビーカーレンタルサービスを試行導入	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 試行導入</li> </ul>	交通局	経営企画課, 資産活用課, 運輸課

施策4 多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
064	06	★	子どもの体験活動の推進	ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の負担を軽減する制度について検討	拡充	●子どもの体験活動拠点 ▶モデル実施 ●体験活動にかかる交通費への助成 ▶試行実施	子ども青少年局	企画経理課、子ども未来企画課
068	-	★	子ども会活動への支援	異年齢の子ども同士の交流や多様な体験活動を行う子ども会の活性化をはかるため、ICT活用等による保護者負担の軽減を重点とした「子ども会活動振興策の方向性」に基づき、さまざまな支援を実施	拡充	●各子ども会に対し補助金を支給 ●子ども会活動の振興に向けて、さまざまな支援を実施 ▶子ども会運営プラットフォームの構築 ▶企業・NPO法人等が主体となって企画・運営を行う新たな形のモデル事業等を実施	子ども青少年局	青少年家庭課
069	-	★	児童館における子どもの育成	18歳未満の子どもを対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むため、各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、中高生の居場所づくり、留守家庭児童クラブ、移動児童館等を実施。また、子育て世帯向け及び中高生の居場所としての環境整備をはかるなど、利用者ニーズにあわせたリニューアル改修等を実施	拡充	●各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、移動児童館等を実施 ●「中高生の居場所づくり事業」を拡充したモデル事業を1館から4館に拡大 ●児童館のリニューアル改修等を実施	子ども青少年局	青少年家庭課
075	-	★	留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童等の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	拡充	●実施 国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施	子ども青少年局	放課後事業推進課
076	-	★	トワイライトルーム	遊び、学び、体験や交流を通して子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールの基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	拡充	●実施 54校 通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区及び利用ニーズの高い学区においてトワイライトスクールの移行	子ども青少年局	放課後事業推進課

施策4 多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
077	-	★	トワイライトスクール	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	拡充	●実施 全小学校 (トワイライトルームを含む) ●長期休業中の昼食受け取り ▶モデル実施 ●医療的ケア児支援事業の実施	子ども青少年局	放課後事業推進課
088	-		子どもの運動・文化活動の振興	子どもの豊かな心と健やかな体を育成するため、小学生の放課後における教員が指導しない運動・文化活動及び中学校、高等学校において部活動外部顧問・外部指導者の派遣などを実施するとともに、中学校部活動の地域の活用も含めた見直しを実施	拡充	●部活動外部顧問の派遣 中学校 391部 ●部活動外部指導者の派遣 中学校・高校 331部 ●各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 中学校・高校 ●民間委託による新たな運動・文化活動の実施 小学校全校 ●中学校部活動の見直し	教育委員会	部活動振興課
092	-		コミュニティ・スクールの導入	地域に開かれ信頼される学校づくりに向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組みむコミュニティ・スクールの導入を推進	拡充	●「なごやコミュニティ・スクール会議実施等基準」を施行し、学校評議員制に代わり、全校園で「なごやコミュニティ・スクール会議」を導入	教育委員会	教職員課

施策5 子ども中心の学びの支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
104	-		小・中学校における理数教育の推進	小・中学校における理数教育の充実に向けて、児童生徒の科学への興味・関心を高めるとともに、論理的な思考力を養うため、ICTを活用した学習やプログラミング教育を推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロボットプログラミング教育用の教材活用</li> <li>▶ 小・中・特別支援学校 15→20校</li> <li>● 双方向性コンテンツに対応したデジタル教材活用</li> <li>▶ 中学校 全学年</li> </ul>	教育委員会	義務教育課
111	06	★	キャリア教育の推進	子どもたち一人ひとりの自分らしい生き方を実現する力を育てるため、体系的・系統的にキャリア教育を実施するキャリアタイムの実施、キャリア教育実践をサポートするキャリア教育推進センター機能の構築、学校のニーズに応じたコーディネーターをとするキャリアナビゲーター(キャリアの専門家)の活用により、キャリア教育を推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施</li> <li>● キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート</li> <li>▶ 小学生向けキャリア教育プログラムの実施</li> <li>▶ 中学生向けキャリア教育プログラムの実施</li> <li>▶ 高校生向けキャリア教育プログラムの実施(拡充)</li> <li>● キャリアナビゲーターの配置</li> <li>▶ 中学校 全校</li> <li>▶ 高等学校・特別支援学校 全校</li> <li>● キャリア支援アドバイザーの配置</li> </ul>	教育委員会	義務教育課
115	17	★	校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校内の教室以外の居場所づくり</li> <li>▶ 小学校 5校</li> <li>▶ 中学校 110校</li> </ul>	教育委員会	新しい学校づくり推進課

施策6 子ども・若者の未来の応援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
064	04	★	子どもの体験活動の推進	ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の負担を軽減する制度について検討	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの体験活動拠点</li> <li>▶モデル実施</li> <li>●体験活動にかかる交通費への助成</li> <li>▶試行実施</li> </ul>	子ども青少年局	企画経理課、子ども未来企画課
111	05	★	キャリア教育の推進	子どもたち一人ひとりの自分らしい生き方を實現する力を育てるため、体系的・系統的にキャリア教育を実践するキャリアタイムの実施、キャリア教育実践をサポートするキャリア教育推進センター機能の構築、学校のニーズに応じたコーディネートをするキャリアナビゲーター(キャリアの専門家)の活用により、キャリア教育を推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施</li> <li>●キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート</li> <li>▶小学生向けキャリア教育プログラムの実施</li> <li>▶中学生向けキャリア教育プログラムの実施</li> <li>▶高校生向けキャリア教育プログラムの実施(拡充)</li> <li>●キャリアナビゲーターの配置</li> <li>▶中学校 全校</li> <li>▶高等学校・特別支援学校 全校</li> <li>●キャリア支援アドバイザーの配置</li> </ul>	教育委員会	義務教育課
117	-	★	出会いや結婚の希望をかなえる支援	若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見いだし、希望どおり結婚し子どもを持つ社会づくりを推進するため、婚活イベント、ライフデザインセミナーなどを開催	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●結婚新生活支援事業を新たに実施</li> <li>●婚活イベント及びライフデザインセミナーを開催</li> </ul>	子ども青少年局	企画経理課

施策6 子ども・若者の未来の応援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
118		14 17 19	なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健康やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもへの支援の充実に向けて検討	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶ 中学校 110校</li> <li>▶ 高校 2校</li> <li>● 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセラレター、非常勤スクールボリスの配置</li> <li>▶ 事務局校 17校</li> <li>● 非常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶ 幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学 全校(園)</li> <li>● 非常勤スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>▶ 夜間中学</li> <li>● 規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配</li> </ul>	教育委員会	子ども応援課
272		★ -	【R7追加】子ども・若者への文化体験提供事業	民間企業等の法人が地方自治体へ寄附を行う際の税控除制度を活用し、本市発のスタートアップ企業と連携しながら本市内の次世代を担う子どもたちに対して様々な文化体験機会を無償で提供	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間企業から調達した寄附金を財源として、市内の子どもたちに様々な文化体験機会を提供</li> <li>▶ 調達額・体験提供数(延べ) 60,000千円・52,000人</li> </ul>	観光文化交流局	文化芸術推進課

施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
124	-	★	産前・産後ヘルプ事業	妊娠中または出産後の体調不良等により、家事または育児が困難で、かつ昼間に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事または育児の援助を実施	拡充	●妊娠中又は出産後の体調不良等により、家事又は育児が困難で、かつ昼間に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事又は育児の援助の実施 ●単胎の利用者の利用期間を拡充 妊娠中から産後6カ月まで→妊娠中から産後1年まで	子ども青少年局	子育て支援課
129	14	★	産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調がある、育児不安がある、家族等から十分な援助が受けられない状況に該当する場合には、産婦及び新生児・乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施	拡充	●産婦及び新生児・乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施 ●利用要件の緩和(産後ケアが必要なすべての者、原則出産後4か月→出産後1年間)、利用料の変更	子ども青少年局	子育て支援課
131	-	★	妊婦タクシー利用支援事業	妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減をはかるため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付	拡充	●妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付 ●妊娠8か月頃から妊産婦健康診査等で利用できるよう、利用要件を拡充	子ども青少年局	子育て支援課

施策8 経済的負担の軽減

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
141	19		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成	拡充	●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成 ▶1人当たりの月額補助限度額を2,500円から2,700円へ変更 ●保育所等に生活管理指導表(食物アレルギー用)を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成	子ども青少年局	幼保企画課
145	—	★	私立高等学校授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立高等学校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない一定の所得階層の世帯に対する授業料補助を実施 [R7～] 下線部を削除	拡充	●授業料補助の実施 ▶所得制限の撤廃 ▶通信制への補助を新設	教育委員会	学事課
146	19	★	高等学校等入学支援金	経済的理由により就学の支援が必要と認められる生徒に対し、高等学校等に入学をするために必要な学資を支給	新規	●学資の支給	教育委員会	学事課

施策9 地域全体での子育て支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
149	—	★	子育て応援拠点事業	支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置	拡充	● 子育て応援拠点の設置 15か所→16か所	子ども青少年局	子育て支援課
151	—		子ども・子育て支援センターの運営	子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進	拡充	● 子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進 ● 令和7年4月からSNS相談の実施時間等を拡充 火・木・日 10:30～14:30 ↓ 祝日と年末年始除く毎日 10:30～17:30	子ども青少年局	子育て支援課
157	—	★	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	すべてのこどもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、6か月から満3歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施	新規	● 事業開始(10月～) 32か所(各区2か所)で実施予定	子ども青少年局	幼保企画課

施策9 地域全体での子育て支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
159	11		エリア支援保育所事業	公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所等が一体となつて保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援する61エリア(令和6年度)→66エリア(令和7年度)</li> </ul>	子ども青少年局	保育運営課
162	—		PTA活動活性化への支援	子どもの健やかな成長に向けた取り組みを進めるPTAの活動活性化をはかるため、実態調査を行い、効果的な支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者・教員への実態調査の実施・分析</li> <li>●PTA活動活性化に向けた支援の方向性案の作成</li> <li>●教員へのPTAに対する理解促進に向けた研修</li> </ul>	教育委員会	生涯学習課

施策10 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
163	20	★	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、男性の育児参加を促進する制度を導入するなど、子育てにやさしい活動を積極的に実行している企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰するとともに、子育て支援企業の情報を発信	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援企業の認定・表彰</li> <li>● SNS等を活用した広報の実施(就職展等若者向け情報発信を拡充)</li> </ul>	子ども青少年局	企画経理課

施策11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
159	09		エリア支援保育所事業	公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援する</li> <li>61エリア(令和6年度)</li> <li>→66エリア(令和7年度)</li> </ul>	子ども青少年局	保育運営課
169	—		保育士確保支援事業	保育士確保支援として、処遇改善、就職支援、就業継続及び離職防止等に資する事業を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士確保支援として、処遇改善、就職支援、就業継続及び離職防止等に資する事業を推進</li> <li>▶保育所等運営費補給金</li> <li>▶保育士宿舍借上げ支援</li> <li>▶保育士等奨学金返済支援</li> <li>●新たに、就職準備金貸付事業を実施</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課
171	—		保育所等関係手続きの電子申請の推進	保護者が区役所等に来庁なくとも、保育所等にかかる各種手続きの申請ができるよう、電子申請を実施するとともに、保護者にとって必要な情報の提供を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月随時申請等の電子申請導入</li> <li>●毎月募集枠の掲載等情報提供の拡充</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課
172	—		延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間(11時間)を延長して、保育を行う事業を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●496か所で実施</li> <li>▶公立保育所 69か所</li> <li>▶民間保育所等 427か所</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課、 保育運営課
174	—		病児・病後児デイケア事業	病気または病気の回復期にあることから、集団保育が困難な子ども(生後6か月から小学生まで)を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かる事業を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●22か所で実施</li> <li>▶医療機関型:20か所</li> <li>▶保育所型:1か所</li> <li>▶単独型:1か所</li> <li>▶実施施設1か所増(予定)</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課

施策11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
176	—		産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●118か所で実施</li> <li>▶民間保育所等(6人型):82か所</li> <li>▶民間保育所等(3人型):29か所</li> <li>▶公立保育所:7か所</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課
177	—		幼稚園における預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)、私立幼稚園における預かり保育拡充事業)	子育て支援の充実をはかるため、幼稚園または認定こども園において、預かり保育事業を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援の充実をはかるため、幼稚園または認定こども園において、預かり保育事業を実施</li> <li>▶一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ):117か所(認定こども園93か所、施設型給付幼稚園16か所、市外施設8か所)</li> <li>▶一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ):8か所</li> <li>▶私立幼稚園における預かり保育拡充事業:市内19か所</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課
179	13		障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児にかかる受入れ体制の拡充</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課
180	13		医療的ケア児保育支援事業	保育職・看護職等が協働して保育を提供し、医療的ケア児一人ひとりの心身の成長発達を保障するとともに、医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケア児にかかる受入れ体制の拡充</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課

施策13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
179	11		障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもへの保育を推進	拡充	●障害児にかかる受入れ体制の拡充	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課
180	11		医療的ケア児保育支援事業	保育職・看護職等が協働して保育を提供し、医療的ケア児一人ひとりの心身の成長発達を保障するとともに、医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備を実施	拡充	●医療的ケア児にかかる受入れ体制の拡充	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課
197	—		地域療育センター等の充実	発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭等に応じて、地域で適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターのサテライトの設置を含めた支援体制を整備	拡充	●地域支援 調整部門の拡充 (2か所→3か所) ●児童発達支援提供時間前の見守り一時支援の拡充	子ども青少年局	子ども福祉課
202	—		子ども発達支援に関する体系的研修の実施	子ども発達支援に携わる職員の知識の習得や支援スキル等の向上を目的とした体系的な研修を実施	拡充	●体系的研修の実施 (医療的ケア児・重症心身障害児支援にかかる研修の追加) ●動画講座の配信 (医療的ケア児・重症心身障害児支援にかかる研修の追加)	子ども青少年局	子ども福祉課
205	—		包括的な医療的ケア児支援ネットワークの構築	医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して日常生活を送ることができる協働の場を設け、支援者のネットワークを構築するとともに、個別のケースに対して、多職種によるサポートチーム体制を構築し、切れ目のない伴走型の支援を推進	拡充	●サポートチームによる支援体制の構築 (拡充) ●医療的ケア児の子育てサロンの実施 (新規) ●医療的ケア児の実態調査 (新規)	子ども青少年局	子ども福祉課

施策13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
207	—		名古屋市立大学と連携した発達障害児者への支援	発達障害児者が各ライフステージにおいて、必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名古屋市立大学における寄附講座及びびこころの発達診療研究センターの運営</li> <li>● 連携事業の実施</li> <li>● 発達障害医療コーディネーターの配置</li> <li>● セラピスト体制の強化</li> </ul>	子ども青少年局 総務局 健康福祉局 教育委員会	子ども福祉課
208	—		こどもホスピスへの支援	小児がんなどの病気や、重症心身障害などにより、生命を脅かされる状況にある子どもとその家族が、安心して楽しい時間を過ごすことができるよう、こどもホスピスの設立に向けた支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会の開催</li> <li>● 実態調査の実施</li> </ul>	子ども青少年局 健康福祉局	子ども福祉課
211	—		特別なサポートが必要な子どもへの指導・支援の充実	特別な支援が必要な子どもに対して障害の種類や程度、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、環境整備や人的配置の充実とともに、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校(園)生活を送ることができるように早期に情報を把握し、関係機関と連携した多職種によるサポートチーム体制での切れ目のない支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学級・通級指導教室における指導・支援</li> <li>▶ 特別支援学級の設置</li> <li>▶ 通級指導教室の設置 97教室</li> <li>● 通常の学級における指導支援</li> <li>▶ 発達障害対応支援講師の配置 128校</li> <li>▶ 発達障害対応支援員の配置</li> <li>● 特別支援学校における指導・支援</li> <li>▶ 学校運営・指導法アドバイザーの派遣 65回</li> <li>▶ 職業指導・現場実習の調整</li> <li>● 医療的ケア等が必要な子どもへの支援</li> <li>▶ 学校生活介助アシスタントの配置</li> <li>▶ 看護介助員の配置と通学支援</li> <li>▶ 医療的ケア連絡会議の運営</li> <li>▶ サポートチームへの参画(新規)</li> <li>▶ 宿泊行事への介護ヘルパーの派遣</li> <li>● 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用</li> <li>▶ 専門家チームの派遣</li> </ul>	教育委員会	特別支援教育課

施策14 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
118	06 17 19		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健全な発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶中学校 110校</li> <li>▶高校 2校</li> <li>●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールポリスの配置</li> <li>▶事務局校 17校</li> <li>●非常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学 全校(園)</li> <li>●非常勤スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>▶夜間中学</li> <li>●規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配</li> </ul>	教育委員会	子ども応援課
129	07	★	産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調がある、育児不安がある、家族等から十分な援助が受けられない状況に該当する場合には、産婦及び新生児・乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産婦及び新生児・乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施</li> <li>●利用要件の緩和(産後ケアが必要なすべての者、原則出産後4か月→出産後1年間)、利用料の変更</li> </ul>	子ども青少年局	子育て支援課
214	—		妊産婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供及び養育等にかかる情報提供を実施	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供及び養育等にかかる情報提供を実施</li> </ul>	子ども青少年局	子育て支援課

施策14 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
222	14		区役所・支所における子どもや家庭への支援	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所(社会福祉事務所)において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、子ども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行ないながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども家庭センターの設置 3→8か所(+5か所)</li> <li>▶統括支援員の配置 3→8人(+5人)</li> <li>▶兼務児童福祉司の増員 34→36人(+2人)</li> <li>▶児童虐待対応支援員の配置 46人</li> </ul>	子ども青少年局	子ども福祉課
227	—		配偶者からの暴力被害者等とその子どもへの支援	配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮し、関係機関と連携した、切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者から暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮し、関係機関と連携した、切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を実施</li> <li>▶新規計画を策定</li> <li>▶若年女性へのアウトリーチモデル事業を実施</li> </ul>	子ども青少年局	子ども福祉課

施策15 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
231	19	★	児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるように見守り、支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退所児童の社会的自立のため支援</li> <li>▶児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施</li> <li>▶児童自立支援担当職員の配置の継続</li> <li>▶児童自立生活援助事業所I型3か所→4か所</li> <li>▶個別対応職員の配置 0人→4人</li> <li>▶社会的養育ステップハウス事業の継続</li> <li>▶子どもの未来応援金の支給の継続</li> </ul>	子ども青少年局	子ども福祉課
232	—		児童養護施設等の改築	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかり、支援機能の強化をはかるため、老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築を実施するとともに、民間児童養護施設改築を伴う機能強化に対する補助を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築工事を実施するとともに、民間児童養護施設改築を伴う機能強化に対する補助先の検討を実施</li> <li>●愛松学園の改築(1年目)</li> </ul>	子ども青少年局	子ども福祉課

施策16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
255	19		ひとり親家庭等生活支援事業	疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に見童を預かる子育て支援を実施	拡充	●生活援助の実施事業者数の拡充	子ども青少年局	子ども未来企画課

施策17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
115	05	★	校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするための居場所づくりを推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校内の教室以外の居場所づくり</li> <li>▶ 小学校 5校</li> <li>▶ 中学校 110校</li> </ul>	教育委員会	新しい学校づくり推進課
118	06 14 19		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するために、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健康やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援することにも、幼少期からの子どもへの支援の充実に向けて検討	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶ 中学校 110校</li> <li>▶ 高校 2校</li> <li>● 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置</li> <li>▶ 事務局校 17校</li> <li>● 非常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶ 幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学 全校(園)</li> <li>● 非常勤スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>▶ 夜間中学</li> <li>● 規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配</li> </ul>	教育委員会	子ども応援課

施策18 外国につながる子どもとその家庭への支援

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
269	—	★	日本語指導が必要な児童生徒等の支援	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応をはかるため、小・中学校に日本語指導講師や母語学習協力員を、定時制高校に母語指導補助員を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室を運営	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語指導講師の配置</li> <li>▶ 小学校 32人</li> <li>▶ 中学校 2人</li> <li>● 母語学習協力員の配置</li> <li>▶ ウルドゥー語・タミル語の母語学習協力員の配置を拡充</li> <li>▶ 小・中学校 51人→54人</li> <li>● 母語指導補助員の配置</li> <li>▶ 高等学校 4人</li> <li>● 日本語教育相談センターの運営</li> <li>● 初期日本語集中教室の運営</li> <li>▶ 対面指導 3教室</li> <li>▶ 遠隔型指導 2教室</li> <li>● 日本語通級指導教室の運営 16校</li> </ul>	教育委員会	義務教育課

施策19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
118	06 14 17		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健全な発達を支援し、子どもたちが主体的に、生活の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもへの支援の充実に向けて検討	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶中学校 110校</li> <li>▶高校 2校</li> <li>●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶事務局校 17校</li> <li>●非常勤スクールカウンセラーの配置</li> <li>▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学 全校(園)</li> <li>●非常勤スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>▶夜間中学</li> <li>●規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配</li> </ul>	教育委員会	子ども応援課
141	08		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成</li> <li>▶1人当たりの月額補助限度額を2,500円から2,700円へ変更</li> <li>●保育所等に生活管理指導表(食物アレルギー用)を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成</li> </ul>	子ども青少年局	幼保企画課
146	08	★	高等学校等入学支援金	経済的理由により就学の支援が必要と認められる生徒に対し、高等学校等に入学をするために必要な学費を支給	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学費の支給</li> </ul>	教育委員会	学事課

施策19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
231	15	★	児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるように見守り、支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退所児童の社会的自立のため支援</li> <li>▶児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施</li> <li>▶児童自立支援担当職員の配置の継続</li> <li>▶児童自立生活援助事業所 I 型 3か所→4か所</li> <li>▶個別対応職員の配置 0人→4人</li> <li>▶社会的養育ステップハウス事業の継続</li> <li>▶子どもの未来応援金の支給の継続</li> </ul>	子ども青少年局	子ども福祉課
255	16		ひとり親家庭等生活支援事業	疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活援助の実施事業者数の拡充</li> </ul>	子ども青少年局	子ども未来企画課

施策20 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和7年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
062	03	★	地下鉄駅でのベビーカーレンタルの試行導入	駅周辺における子ども連れでの移動の利便性向上をめざし、ベビーカーレンタルサービスを試行導入	新規	● 試行導入	交通局	経営企画課, 資産活用課, 運輸課
163	10	★	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、男性の育児参加を促進する制度を導入するなど、子育てにやさしい活動を積極的にしている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰するとともに、子育て支援企業の情報を発信	拡充	● 子育て支援企業の認定・表彰 ● SNS等を活用した広報の実施(就職展等若者向け情報発信を拡充)	子ども青少年局	企画経理課
271	—	★	子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成	こどもファースト・トラックなどの子どもや子育て家庭、妊婦に配慮した取り組みや、本市の子ども・若者・子育て家庭の支援策の分かりやすく親しみやすい情報発信などを通じて、子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成をはかるとともに、子どもや若者が出会いや結婚・子育ての希望をかなえられるまちのイメージを持てるよう、さまざまな取り組みを実施	拡充	● 公共施設、民間施設などさまざまな場でのこどもファースト・トラックの実施 ● シティプロモーションの推進	子ども青少年局 はじめ関係局	企画経理課

<議題 2>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024  
名古屋市子どもに関する総合計画」の進捗管理  
について



# 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」の進捗管理について

○「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」の実施状況等については、なごや子どもの権利条例第 21 条により、本協議会の意見を聴くこととされています。

○活発に意見を出していただくため、10 月に開催予定の第 2 回協議会では、事前に委員の皆様へ資料をお送りし、意見を集約します。いただいた意見をもとに、全体会の後に委員の皆様へグループに分かれて意見交換していただく予定です。

○「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」の 20 の施策体系を基準に、以下の 3 つの区分で整理しグループを構成します。

グループ①：所属委員数 10 名、対象事業数 115

「乳幼児期の子ども・親への支援」

### 【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ①では、施策 2「子どもの健康の支援」や施策 7「安心して子どもを産み、親として成長することへの支援」、施策 12「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」などの、妊娠前から出産に至るまでの支援事業や、保育所、幼稚園などの就学前児童までを対象とする事業を意見交換の対象事業とします。

グループ②：所属委員数 11 名、対象事業数 116

「(主に) 学齢期以降の子どもへの支援」

### 【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ②では、施策 1「子どもの権利を守り生かすことへの支援」や施策 3「居場所と安全の支援」、施策 4「学びの支援」など、学齢期の子どもたちを対象とする事業と、若者に対する事業のうち、グループ③に属さない事業を意見交換の対象事業とします。

グループ③：所属委員数 12 名、対象事業数 145

「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援」

### 【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ③では、施策 6「子ども・親総合支援」や施策 13「社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援」、施策 20「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進」など、障害や貧困などに関わる事業を意見交換の対象事業とします。

なごや子ども・子育て支援協議会 第2回（10月開催予定）におけるグループ構成（案）

※令和7年6月9日時点の委員氏名で作成しています。

グループ	施策番号	施策名	事業数	主な事業	主な担当課	所属委員案
① 乳幼児期の子ども・親への支援	施策2	子どもの健康の支援	23	乳幼児健診、子ども医療費、小慢、保健相談	◆保育部長	上田 敏丈 委員 名古屋市立大学大学院人間文化研究科
	施策7	安心して子どもを産み、親として成長することへの支援	21	妊婦検診、妊娠SOS、産後ケア	・幼保企画課	加藤 和政 委員 名古屋市区政協力委員議長協議会
	施策8	経済的負担の軽減	11	保育所等利用者負担、児童手当、就学援助	・保育運営課	河村 暁 委員 公益社団法人名古屋私立幼稚園協会
	施策9	地域全体での子育て支援	12	応援拠点、子センター、びよか、一時預かり	・子育て支援課	久世 康浩 委員 愛知県経営者協会
	施策10	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	22	ハロアプリー化の推進、交通インフラの整備		瀧川 紀子 委員 連合愛知県名古屋地域協議会
	施策11	多様な働き方に対応できる環境整備の促進	8	企業認定、ワーキングハブ		立松 康 委員 一般社団法人名古屋市医師会
	施策12	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	18	待機児童対策		橋口 愛 委員 公募委員
						藤岡 省吾 委員 公益社団法人名古屋私立保育連盟
						水越 昭雄 委員 愛知県中小企業団体中央会
						村松 千里 委員 名古屋市民生委員児童委員連盟
						浅野 香代子 委員 名古屋子ども会連合会
	② (主に)学齢期以降の子どもへの支援	施策1	子どもの権利を守り生かすことへの支援	12	権利条例の推進、子どもの社会参画	◆子ども未来企画部長
施策2		子どもの健康の支援	23	乳幼児健診、子ども医療費、小慢、保健相談	・企画経理課	河野 莊子 委員 名古屋大学大学院教育発達科学研究所
施策3		居場所と安全の支援	12	学童、トワイラム・スクール、子ども食堂、交通安全	・子ども未来企画課	末盛 慶 委員 日本福祉大学社会福祉学部
施策4		学びの支援	20	男女平等講座、消費者教育、少人数教育、学校用ICTの充実	・青少年家庭課	鈴木 敏 委員 公益社団法人愛知県防犯協会連合会
施策5		多様な交流と体験の支援	25	子ども会、児童館、トワイラム・スクール	・放課後事業推進課	田添 千裕 委員 名古屋市立小中学校PTA協議会
施策6		子ども・親総合支援	18	権利擁護機関、ライフキャリア、訪問型相談支援、学習支援、若者就労支援		中島 賢 委員 愛知県警察本部生活安全部少年課
施策16		いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	教育相談事業、なごや子ども応援委員会		日下 照方 委員 愛知県私学協会名古屋支部
※		新たな取り組み	1	出会い結婚の希望をかなえる支援		広瀬 多恵子 委員 名古屋地域女性団体連絡協議会
						森野 道富 委員 公募委員
						山田 恭平 委員 特定非営利活動法人こどもNPO
						岩城 正光 委員 特定非営利活動法人CAPNA
						大澤 祐斗 委員 一般社団法人愛知PFS協会
						小笠原 孝三 委員 名古屋人権擁護委員協議会
						門間 晶子 委員 名古屋市立大学大学院看護学研究科
						柄澤 克彦 委員 社会福祉法人名古屋社会福祉協議会
						北根 あづさ 委員 名古屋社会的養育施設協議会
					杉山 萌依 委員 青少年交流プラザ企画委員会	
					園田 理 委員 名古屋教育委員会	
					谷口 由希子 委員 名古屋市立大学大学院人間文化研究科	
					藤井 一夫 委員 名古屋市保護区保護司会連絡協議会	
					山谷 奈津子 委員 愛知県弁護士会	
					山本 広枝 委員 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会	
③ 困難を抱える子ども・若者、家庭への支援	施策6	子ども・親総合支援	18	権利擁護機関、ライフキャリア、訪問型相談支援、学習支援、若者就労支援	◆子育て支援部長	
	施策13	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	8	ひきこもり、子若C、若者就労支援	・子ども福祉課	
	施策14	児童虐待等への対応	16	児童を虐待から守る条例の推進、児童相談所体制の強化、DV被害者支援	・子ども未来企画課	
	施策15	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	19	ひとり親家庭等の自立に向けた相談、養育費相談の実施、学習支援	・青少年家庭課	
	施策16	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	教育相談事業、なごや子ども応援委員会		
	施策17	社会的養育が必要な子どもへの支援	5	里親、児童養護施設		
	施策18	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	23	地域教育、障害児通所、障害児保育		
	施策19	外国につながる子どもとその家庭への支援	11	外国人の子どもに関する相談、子ども日本語教室、日本語指導が必要な児童生徒への支援		
	施策20	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	40	<1>教育の支援、<2>生活の安定に資するための支援		

<議題 3>

教育・保育部会設置要綱の改正について



## 教育・保育部会設置要綱の改正（案）について

### 1 趣旨

令和7年度以降、国からの必要な財政支援を受けるには、新たに「保育提供体制の確保のための実施計画」等を各自治体が作成し、地方版子ども・子育て会議等への諮問・承認を経たうえで、国へ提出すること、とされている。

本市の地方版子ども・子育て会議である「なごや子ども・子育て支援協議会」の部会である教育・保育部会において、本計画等を諮問するため、「教育・保育部会設置要綱」に規定されている所掌事務を変更するもの。

### 2 改正（案）

以下の新旧対照表のとおり

現 行	改 正 案
教育・保育部会設置要綱【抜粋】 (所掌事務) 第2条 部会は、次の事項について調査審議等を行い、その結果を協議会に報告するものとする。 (1) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。 (2) 支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。 (3) その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること。	教育・保育部会設置要綱【抜粋】 (所掌事務) 第2条 部会は、次の事項について調査審議等を行い、その結果を協議会に報告するものとする。 (1) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。 (2) 支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。 (3) <u>保育提供体制の確保のための実施計画等に関すること。</u> (4) <u>その他教育・保育に関する施策・事業に関すること。</u>

### 3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和7年6月 令和7年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会にて、教育・保育部会設置要綱の改正を諮問
- ・令和7年7月 教育・保育部会設置要綱を改正予定



<報告 1>

令和7年度子ども・若者支援部会の開催状況に  
ついて



# 子ども・若者支援部会について

## 子ども・若者育成支援推進法に基づく体制の整備として設置した「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議として設置

### ○子ども・若者支援地域協議会の役割

ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行い、最終的には就労など自立できるようにするための官民の支援機関によるネットワークの整備 [別紙 参考資料]

### ○部会（代表者会議）の検討事項

ネットワークが機能的なものとなるよう、関係機関が連携して行う子ども・若者支援の課題等について協議し、必要に応じて、実務者での検討事項を提案する。

## 開催報告(令和7年5月26日開催)

### 議事

#### 1. 令和7年度本市関連施策の説明

- |     |                               |     |                           |
|-----|-------------------------------|-----|---------------------------|
| 1-1 | 子ども・若者への総合支援について（子ども青少年局）     | 1-2 | ヤングケアラー支援の実施について（子ども青少年局） |
| 1-3 | 家庭訪問型相談支援事業について（子ども青少年局）      | 1-4 | なごや子ども応援委員会について（教育委員会）    |
| 1-5 | 仕事・暮らし自立サポートセンターについて（健康福祉局）   | 1-6 | 重層的支援体制整備事業について（健康福祉局）    |
| 1-7 | 子ども・若者を対象とした主な自殺対策について（健康福祉局） |     |                           |

#### 2. 子ども・若者総合相談センターの取り組みについて

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年6月に開設。困難を有する子ども・若者への支援の中核的な機関として、あらゆる相談に応じて関係機関の紹介や情報の提供、助言を行う。また、相談員による専門的な支援に加えて、ボランティア（よりそいサポーター）を活用した関係性の支援も大切に、相談者一人ひとりにあったオーダーメイド型の支援ネットワークを構築しながら、自立まで相談者に寄り添った伴走型支援を実施。社会全体で、希死念慮を持ちながら誰にも相談せず抱え込む若者が多くみられる。オープンスペースやLINE相談等、若者が利用しやすい体制を整え早期に相談機関へ繋ぐことが今後重要である。令和6年度より「虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援」を実施。

#### 相談実績（令和6年度の暫定値）

- ◆個別相談実績：相談者実数 988人、延べ相談件数 8,325件、訪問支援（アウトリーチ）2,443件  
[相談の主訴] 親子関係、不登校、発達障害等の障害に関する悩み、就労に関する悩み 等
- ◆交流スペース（もいもい）実績：利用登録者数 1,818人、延べ利用者数 6,128人
- ◆LINE相談実績：相談登録数 5,029人、延べ相談件数 3,050件
- ◆ボランティアの活用実績：稼働数 929件、登録数 288名

### 3. 子ども・若者支援地域協議会における令和6年度の取り組み結果と令和7年度の取り組み内容

#### 令和6年度の取り組み結果

##### ① パートナー機関との連携のしくみづくりと情報発信

○パートナー機関 登録機関数

登録数 計44 (令和7年3月末現在)  
 <内訳>

非営利法人 12、任意団体 6、企業・事業者 23、個人 3

○パートナー機関に対する取組  
 学習会参加への呼びかけを行った。また、名古屋子ども・若者総合相談センターの支援において、必要に応じて連携を実施した。

##### ② 成果指標の精査と活用

○成果指標に基づき、相談者の変化についての評価を実施した。

##### ③ 支援者スキルアップ研修の開催

○子ども・若者支援に関わる支援者を対象に、脳機能の特性を踏まえた発達特性支援に関する研修会を開催した。

◆令和6年12月6日(金) 14:00～16:00

<参加数> 現地参加58名(後日、動画配信視聴76名)

##### ④ 支援機関訪問の実施

○子ども・若者支援に関わる機関・支援者のスキルアップ及びネットワーク形成を目的に、支援機関訪問を行った。

◆令和6年10月4日(金) 13:30～15:00

<参加数> 24名

##### ⑤ 実務者会議の開催

○各事業及び受託団体の現況報告や新たな取り組みの共有のほか、参加者からテーマを募るグループワークを実施。  
 年10回実施

##### ⑥ 中学3年生の保護者向けリーフレットの作成

○令和7年2月に市内中学校を通じて各世帯に配布

##### ⑦ 窓口職員向け対応ハンドブックの作成

○区役所等の窓口業務担当職員及び子ども・若者支援に携わる職員向けに子ども・若者支援の現状や取組をまとめた冊子を作成し、令和7年3月に各窓口へ配布

#### 令和7年度の取り組み内容

##### ① パートナー機関との連携・情報共有のしくみづくりと情報発信

○引き続き、パートナー機関の周知・登録促進を行う。

○パートナー機関を対象とした学習会(交流会)の開催を通して、意見交換、交流を促進する。

##### ② 成果指標の精査と活用

○成果指標に基づき、相談者の変化についての評価を実施する。

##### ③ 支援者スキルアップ研修の開催

○専門テーマに関する学習会を実施する。専門テーマにおける第一人者を講師として招き、勉強会及びケース検討会を実施する。

##### ④ 支援機関訪問の実施

○支援機関の現場を訪問し、現場の雰囲気を感じたり声を聴いたりすること、より理解を深め、日常的な支援に活かすためのネットワークづくりを行う。

##### ⑤ パートナー機関意見交換会の実施

○パートナー機関の交流及び連携・協働を目的とした意見交換会を実施する。

##### ⑥ 実務者会議の開催

○名古屋市内の子ども・若者を支援する機関との連携のための実務的な協議の場として、実務者会議を開催する。

##### ⑦ 中学3年生の保護者向けリーフレットの作成

○平成29年度より市内中学校を通じて各世帯に配布している中学3年生の保護者向けリーフレットの内容の見直しを行う。

#### 4. 地域就職氷河期世代支援加速化事業の評価について

就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不意ながら不安定な仕事に就いているか、あるいは無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している。国においては相談・教育訓練から就職まで切れ目のない支援などに取り組みむこととしており、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するため地域就職氷河期世代支援加速化交付金（以下「交付金」という。）が創設された。本市においては、「名古屋市若者自立支援ジャンプ事業」の対象者に就職氷河期世代を加え、地域就職氷河期世代支援加速化事業としての位置付を行った。

交付金を受けするための条件等では、交付金を当てて行う事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標）を設定の上、その達成状況について毎年度検証することとされているため、重要業績評価指標の実績について、本部会で評価を行った。

# 子ども・若者支援部会（子ども・若者支援地域協議会代表会議）名簿 ※◎は部会長

参考資料

委員名	所属団体等	委員名	所属団体等
◎平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授	北根 あづさ	名古屋市社会的養育施設協議会 副会長（乳児院ほか 施設長）
谷口 由希子	名古屋大学大学院人間文化研究科 准教授	白井 元規	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会代議員
瀧 千春	名古屋大学立小中学校長会 調査理事（大須小学校校長）	藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会 理事（南保護区保護司会 会長）
秋田 直孝	名古屋大学立高等学校長会 会長（向陽高等学校校長）	中島 賢	愛知県警察本部生活安全部 少年課少年サポートセンター所長
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部 理事（愛知高等学校校長）	堀端 静夫	名古屋法務局人権擁護部人権擁護専門官
久世 康浩	愛知県経営者協会 会員サービス部 部長	村松 千里	名古屋市民生委員児童委員連盟 理事
水越 昭雄	愛知県中小企業団体中央会 事務局次長兼総務部長	星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会 代表理事
堀内 修	厚生労働省愛知労働局職業安定部職業安定課長	金武 和弘	なごや若者サポートステーション センター長 (NPO法人ICDS理事)
石川 竜也	愛知県労働局就業促進課長		

## 子ども・若者支援地域協議会構成機関等

行政機関	国・県	厚生労働省愛知労働局職業安定課、愛知わかものハローワーク、愛知県労働局就業促進課 愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター、名古屋法務局人権擁護部
	市	経済局産業労働部労働企画課、なごやジョブサポートセンター、健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課、健康福祉局障害福祉部障害者支援課、健康福祉局健康部健康増進課、健康福祉局生活福祉部保護課、ひきこもり地域支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課、子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課、中央児童相談所、西部児童相談所、東部児童相談所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、なごや若者サポートステーション、教育委員会新しい学校づくり推進部子ども応援課、教育委員会新しい学校づくり推進部教育相談課、教育委員会教育支援部義務教育課、教育委員会教育支援部高等学校、各区保健センター
関係団体	教育	名古屋大学立小中学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県私学協会名古屋支部
	労働	愛知県経営者協会、愛知中小企業団体中央会
	福祉	名古屋市社会的養育施設協議会
	保健・医療	愛知県臨床心理士会
	矯正・更生保護	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
地域	名古屋市民生委員児童委員連盟	
民間支援団体	実務者会議を構成する者	
学識者	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授 平石 賢二 名古屋大学大学院人間文化研究科 准教授 谷口 由希子	

<報告 2>

教育・保育部会の開催状況について



## 教育・保育部会の開催状況について

### 1 所掌事務

- 支給認定・教育保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること
- 幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議に関すること
- その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること

### 2 部会委員の構成（令和7年度）

（令和7年5月31日時点）

氏名	所属団体等
◎ 上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
園田 理	名古屋市教育委員会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
橋本 洋治	日本福祉大学 経済学部
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

◎：部会長

（敬称略・五十音順）

### 3 開催経過

開催日	内 容
令和7年 3月24日 (令和6年度 第4回)	<p>&lt;報告&gt;</p> <p>○乳児等の保育に関する調査について</p> <p>&lt;議題&gt;</p> <p>○教育・保育部会設置要綱の改正（案）について</p> <p>○令和7年度以降の「就学前教育・保育施設整備交付金」協議案件登録における優先順位の設定について</p>

### 4 開催期間中の審議事項等

#### (1) 乳児等の保育に関する調査について

令和7年度に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び保育施策に関する内容のニーズ等調査を実施する旨の報告を行った。

#### (2) 教育・保育部会設置要綱の改正（案）について

令和7年度以降、教育・保育部会において、「保育提供体制の確保のための実施計画」等を諮問するため、「教育・保育部会設置要綱」に規定されている所掌事務の改正（案）について意見聴取を行った。

#### (3) 令和7年度以降の「就学前教育・保育施設整備交付金」協議案件登録における優先順位の設定について

「就学前教育・保育施設整備交付金」を受けるにあたり、令和7年度より、自治体ごとの課題を踏まえた優先順位を付した上で国と協議を行うことになったため、本市の保育提供体制の確保に係る課題を踏まえた優先順位の設定方法について意見聴取を行った。

<報告 3>

令和7年4月1日現在の保育所等利用状況に  
ついて



## 令和7年4月1日現在の保育所等利用状況について

- 令和7年4月1日現在、**保育所、認定こども園及び地域型保育事業**（以下「**保育所等**」という。）の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数（以下「**未利用児童数**」という。）は、前年比で23人（約2.1%）減少し、1,098人となりました。
- また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた保育所等の**待機児童数**は、0人（12年連続）となりました。
- 今年度は185人分の対策を実施し、必要な保育所等の整備・拡充に努めるとともに、引き続き、利用を希望する方へのきめ細やかな対応に取り組んでまいります。

### 1 令和7年4月1日現在の保育所等利用状況及び未利用児童数

別紙1及び別紙2のとおり

### 2 保育所等利用待機児童対策

別紙3のとおり

## 令和 7 年 4 月 1 日現在の保育所等利用状況

(単位：人)

区 分	令和 7 年 4 月 1 日 (A)	令和 6 年 4 月 1 日 (B)	差 (A)-(B)																								
就学前児童数	96,189	99,856	▲3,667																								
保育所等の利用申込児童数 (ア)	50,812	50,829	▲17																								
保育所等の利用児童数 (イ)	49,714	49,708	6																								
未利用児童数 (※1) (ウ)=(ア)-(イ)	1,098	1,121	▲23																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)</td> <td>1,098</td> <td>1,121</td> <td>▲23</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業を利用</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>▲5</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込 (※2)</td> <td>1,088</td> <td>1,106</td> <td>▲18</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)	1,098	1,121	▲23	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業を利用</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>▲5</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込 (※2)</td> <td>1,088</td> <td>1,106</td> <td>▲18</td> </tr> </table>	幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	4	4	0	企業主導型保育事業を利用	6	11	▲5	特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,088	1,106	▲18				待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)	0	0	0			
国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)	1,098	1,121	▲23																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業を利用</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>▲5</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込 (※2)</td> <td>1,088</td> <td>1,106</td> <td>▲18</td> </tr> </table>	幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	4	4	0	企業主導型保育事業を利用	6	11	▲5	特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,088	1,106	▲18															
幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	4	4	0																								
企業主導型保育事業を利用	6	11	▲5																								
特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,088	1,106	▲18																								
待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)	0	0	0																								

※1 保育所等の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数。

※2 登園するのに無理がない利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等の利用のみを希望されている方。

## 令和7年4月1日現在の未利用児童数

(単位：人)

区 分	令和7年4月1日							令和6年 4月1日 (B)	差 (A)-(B)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計 (A)		
千種区	16	57	12	6	4	0	95	89	6
東 区	12	38	9	4	2	1	66	51	15
北 区	19	46	8	4	1	2	80	104	▲24
西 区	14	36	23	8	1	1	83	77	6
中村区	11	43	5	4	0	1	64	70	▲6
中 区	7	38	3	4	1	0	53	50	3
昭和区	18	50	5	3	0	0	76	48	28
瑞穂区	12	32	6	3	2	1	56	42	14
熱田区	10	18	3	0	0	0	31	26	5
中川区	20	70	13	9	1	2	115	127	▲12
港 区	13	18	6	3	0	0	40	46	▲6
南 区	9	15	3	1	1	0	29	50	▲21
守山区	19	52	14	10	1	0	96	84	12
緑 区	24	68	16	5	4	1	118	121	▲3
名東区	13	30	7	0	1	0	51	83	▲32
天白区	15	25	1	4	0	0	45	53	▲8
計	232	636	134	68	19	9	1,098	1,121	▲23

## 保育所等利用待機児童対策

### 1 令和6年度の主な取組み（令和6年4月2日～令和7年4月1日）

#### (1) 利用枠の拡大（見込額 2,092百万円）

対 策	利用枠拡大数（うち3歳未満児）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸方式による保育所等の設置（1か所）</li> <li>・ 幼稚園から認定こども園への移行（5か所）等</li> </ul>	382人分（163人分）

#### (2) 「保育案内人（ほいくあんないびと）」の配置（見込額 174百万円）

保育所等の利用を希望する保護者などに対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即した、きめ細やかな対応を専門的に行う「保育案内人（ほいくあんないびと）」を全区役所及び支所に2名ずつ配置しております。

### 2 令和7年度の主な取組み（予定）（令和7年4月2日～令和8年4月1日）

民間保育所等の新設など、様々な手法による利用枠の拡大を引き続き進めるとともに、保育案内人を始めとして、個々のニーズに即した、きめ細やかな対応を行いながら、待機児童対策に取り組んでまいります。

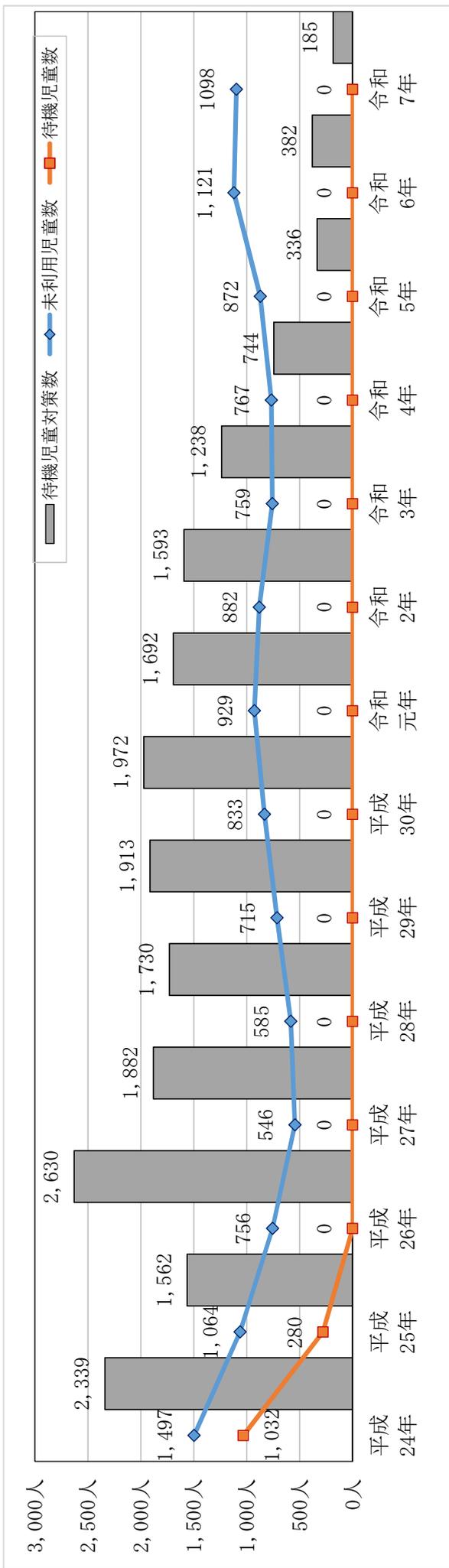
#### (1) 利用枠の拡大（予算額 1,553百万円）

対 策	利用枠拡大数（うち3歳未満児）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸方式による保育所等の設置（2か所）</li> <li>・ 幼稚園から認定こども園への移行（1か所）</li> <li>・ 保育所等の定員増を伴う老朽改築（4か所）等</li> </ul>	185人分（102人分）

#### (2) 保育案内人の配置（予算額 189百万円）

令和7年度においても、全区役所・支所に2名ずつ配置しております。

## ＜参考＞未利用児童数等及び利用枠拡大数の推移



区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
未利用児童数 (人)	1,497	1,064	756	546	585	715	833	929	882	759	767	872	1,121	1,098
待機児童数 (人)	1,032	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用枠拡大数 (人分)	2,339	1,562	2,630	1,882	1,730	1,913	1,972	1,692	1,593	1,238	744	336	382	185
整備費 (百万円)	2,062	1,449	1,968	1,702	1,435	2,474	2,809	2,227	2,747	2,819	2,071	2,030	2,092	1,553

注1：「未利用児童数」及び「待機児童数」は、4月1日現在の人数を計上。

注2：「利用枠拡大数」については、令和6年度までは実績、令和7年度は予定を計上。

注3：「整備費」については、令和5年度までは決算額、令和6年度及び令和7年度は予算額を計上。



<報告 4>

令和6年度名古屋市児童相談所相談実績等の  
概要について



## 令和6年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和6年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

### 令和6年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,371件で、前年度の3,490件と比べ119件（▲3.4%）減少しましたが、高止まりの状況が続いています。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,774件で最も多く、全体の52.6%を占めています。
- 虐待の種別は、心理的虐待が2,029件で最も多く、全体の60.2%を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は1,191件で、前年度の1,216件と比べ25件（▲2.1%）減少しましたが、高止まりの状況が続いています。

## 令和6年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

### 1 相談対応件数

令和5年度と比べると、全体の相談対応件数は2.2%減、虐待相談対応件数は3.4%減とともに減少しました。

(単位：件)

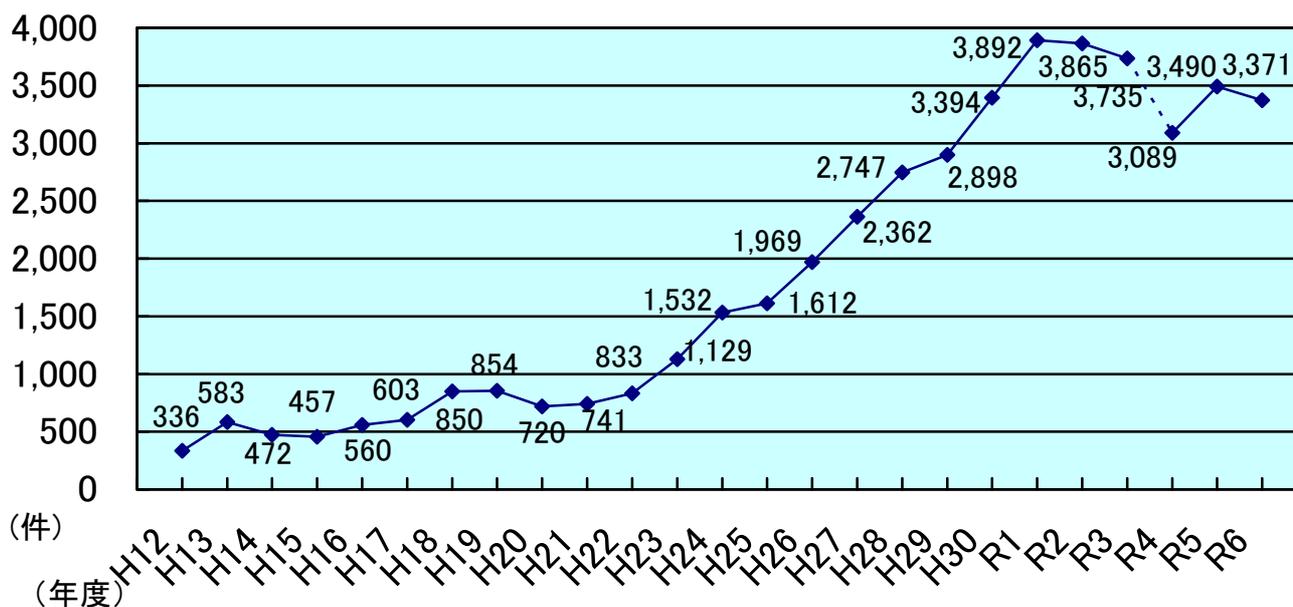
区分	令和5年度	令和6年度	増減
養護相談 [虐待相談再掲]	5,873 [3,490]	5,897 [3,371]	24 (0.4%増) [▲119 (3.4%減)]
障害相談	170	170	0 (増減無)
非行相談	275	244	▲31 (11.3%減)
育成相談	540	510	▲30 (5.6%減)
その他	271	152	▲119 (43.9%減)
計	7,129	6,973	▲156 (2.2%減)

※ 「その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの等、各区分に分類できないもの。

### 2 児童虐待に関する相談対応件数

#### (1) 児童虐待相談対応件数の推移 (児童虐待の防止等に関する法律施行以降)

児童虐待相談対応件数は3,371件で、前年度から119件減となりました。



※ 令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度以降は新規受付相談への対応件数。

## (2) 主な相談経路

令和5年度と同様に、警察からの相談が最も多く、全体の約5割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和5年度			令和6年度		
家族	155	(4.4%)	【4】	118	(3.5%)	【4】
親族	26	(0.7%)	【9】	45	(1.3%)	【8】
近隣・知人	429	(12.3%)	【2】	431	(12.8%)	【3】
児童本人	25	(0.7%)	【10】	35	(1.0%)	【9】
福祉事務所	107	(3.1%)	【5】	58	(1.7%)	【7】
児童委員	1	(0.0%)	【11】	2	(0.1%)	【11】
保健センター	33	(1.0%)	【8】	25	(0.8%)	【10】
医療機関	92	(2.6%)	【6】	98	(2.9%)	【5】
児童福祉施設	71	(2.0%)	【7】	82	(2.4%)	【6】
警察	1,948	(55.8%)	【1】	1,774	(52.6%)	【1】
学校等	414	(11.9%)	【3】	522	(15.5%)	【2】
その他	189	(5.5%)	—	181	(5.4%)	—
計	3,490			3,371		

※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS（電話相談）等。

※ 【 】 囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

## (3) 主たる虐待者について

令和5年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位：件)

区 分	令和5年度		令和6年度	
実父	1,293	(37.1%)	1,265	(37.5%)
実父以外の父親	182	(5.2%)	152	(4.5%)
実母	1,949	(55.8%)	1,904	(56.5%)
実母以外の母親	19	(0.5%)	8	(0.2%)
その他	47	(1.4%)	42	(1.3%)
計	3,490		3,371	

※ 「その他」は、祖父母、叔父叔母等。

#### (4) 虐待の種別

令和5年度と同様に、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和5年度		令和6年度	
心理的虐待	2,105	(60.3%)	2,029	(60.2%)
ネグレクト	504	(14.5%)	460	(13.7%)
身体的虐待	863	(24.7%)	851	(25.2%)
性的虐待	18	(0.5%)	31	(0.9%)
計	3,490		3,371	

#### (5) 被虐待児童の年齢の状況

令和5年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位：件)

区 分	令和5年度		令和6年度	
0歳から3歳未満	619	(17.7%)	569	(16.9%)
3歳以上学齢前児童	790	(22.6%)	693	(20.5%)
小学生	1,206	(34.6%)	1,191	(35.3%)
中学生	550	(15.8%)	582	(17.3%)
高校生・その他	325	(9.3%)	336	(10.0%)
計	3,490		3,371	

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

#### (6) 被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、最も多いのは心理的虐待でした。

(単位：件)

区 分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0歳から3歳未満	432	88	47	2	569
3歳以上学齢前児童	471	106	115	1	693
小学生	651	162	371	7	1,191
中学生	296	71	202	13	582
高校生・その他	179	33	116	8	336
計	2,029	460	851	31	3,371

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(7) 対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和5年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和6年度
面接指導等	3,403 (97.5%)	3,282 (97.4%)
児童福祉施設へ入所	76 (2.2%)	68 (2.0%)
里親等委託	11 (0.3%)	21 (0.6%)
計	3,490	3,371

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和5年度から25件減少しました。

区 分	令和5年度	令和6年度
被虐待児の一時保護件数	1,216件	1,191件
延べ日数	40,055日	39,309日
(参考)	一時保護総件数	2,041件
	延べ日数	60,793日

(9) 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

令和6年度の申立件数は9件となりました。

区 分	令和5年度	令和6年度
申立て件数	6件	9件
児 童 数	9人	11人

※ 児童福祉法第28条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所の措置をとることができるかと定めています。

(10) 児童福祉法第33条（家裁の承認を得て行う一時保護延長）の申立て状況

令和6年度の申立件数は9件となりました。

区 分	令和5年度	令和6年度
申立て件数	20件	9件
児 童 数	23人	9人

※ 児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

(11) 児童福祉法第 33 条の 7 (親権喪失等) の申立て状況

令和 6 年度は親権停止にかかる審判を 1 件申立てました。(単位：件)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
親権喪失	0	1
親権停止	1	1
管理権喪失	0	0

※ 児童福祉法第 33 条の 7 は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和 6 年度は出頭要求を 6 件実施しました。(単位：件)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
出頭要求	7	6
立入調査	0	0
再出頭要求	0	0
臨検・搜索	0	0

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期すため、児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・搜索等の制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和 6 年度は被措置児童等虐待の通告受理は 11 件でした。(単位：件)

年 度	受理件数	内 訳			
		調査報告済み	虐待該当	非該当	調査中
令和 5 年度	7	7	5	2	
令和 6 年度	11	7	4	3	4

※ 児童福祉法第 33 条の 11 は、施設職員等は施設入所児童等である被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為や虐待をしてはならないと定めています。

<報告 5>

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正に  
ついて



## 1 改正の趣旨

### 現状と課題

- ・本条例は、平成23年10月に発生した名東区死亡事例の反省を踏まえ、児童の安全確保優先と早期発見・対応を中心に規定し、本市の児童虐待対策の指針となってきた。
- ・条例制定から10年以上が経過し、児童虐待対応件数が高止まりする中で、現在の課題への対応や児童虐待対策の将来を見据えた新たな取り組みが必要となっている。

### 改正の方向性

- ・子どもの権利を守る観点から基本理念等に権利擁護の視点を加える。
- ・「川上対策」となる虐待の発生予防として妊娠期からの切れ目のない支援や親になるための教育等に取り組み。
- ・一時保護所の改善や家庭養育優先の原則に基づく社会的養護の実現により虐待を受けた児童のケアを進める。
- ・児童相談所の機能強化や過去に虐待を受けていた方への新たな支援にも取り組み。

## 2 主な改正の柱立て（新たに追加する項目）

### 子どもの権利擁護

- ・目的や基本理念の規定に児童の権利保障を追加(1条・3条)
- ・児童の意見表明権を保障するとともに、適切な意見を述べるための情報提供(18条)
- ・子育てに関する知識の習得、体罰を用いたしつけ・教育、財産侵害の禁止等の保護者責務の明確化(6条)

### 妊娠期からの切れ目のない支援

- ・妊娠、出産期からの支援の追加(8条)
- ・親になるための必要な知識や命の大切さの教育等(8条)
- ・妊産婦への支援(21条)
  - ・妊産婦等の相談支援
  - ・乳児家庭全戸訪問事業等を活用した情報共有
- ・家庭生活に支障のある妊産婦等への生活援助事業の実施
- ・妊産婦の健康保持や配偶者等の配慮の責務

### 虐待を受けた児童のケア等

- ・一時保護施設における児童の特性等に応じた生活支援や年齢に応じた教育を受けられる環境整備や運営(19条)
- ・家庭養育優先の原則と社会的養護の充実(20条)
- ・保護者支援の実施と支援を受けた保護者の改善努力義務(16条)

### 児童相談所の機能強化

- ・連携強化や支援効率化のための情報処理技術活用(4条)
- ・児童相談所等の人材育成体制の整備及び強化(9条)
- ・転出時に支援が途切れないための情報共有(11条)
- ・虐待に係る調査における保護者や関係機関等の協力(13条)
- ・社会情勢の変化に対応した体制整備(24条)

### 新たな支援

- ・被虐待経験者に対する相談支援等(22条)

## 3 今後想定される取り組み

○子どもの意見表明保障のためのマニュアル等の整備

○妊娠SOSの周知強化

○妊産婦等生活援助事業の実施

○子育て学び支援事業の推進

○一時保護所の運営改善や環境整備、多様な一時保護先の確保

○児童福祉人材育成センターの設置

○児童相談所と警察の即時連携システムや電話A I 対応システムの導入

○児童相談所の課長補佐級職員の増員

○過去に虐待を受けた方への電話等相談や実態把握



<報告 6>

名古屋市一時保護施設の設備及び運営に関する  
基準を定める条例について



# 名古屋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

## 1 条例制定の経緯

- ・これまで一時保護所は、『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例』の児童養護施設の基準を準用して運営されてきました。
- ・令和4年度の児童福祉法の改正により、一時保護施設の設備及び運営の基準について条例で定めることとされました。
- ・条例を定めるにあたっては、『一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）』（内閣府令：R6.3.27公布、R6.4.1施行、別添参照）に従う、または参酌することとされており、令和7年4月1日までに制定する必要がありました。
- ・令和6年度2月定例会にて条例案が可決され、令和7年4月1日に施行されました。

## 2 国基準の主な特徴

### (1)子どもの権利擁護（第10条第1項、第11条、第12条第1項）

正当な理由なく児童の権利を制限してはいけません。施設等により児童の行動を制限してはならない。合理的な理由なく、児童の所持する物の持ち込みを禁止してはならない。

### (2)設備の基準（第15条第2号、同条第5号） ※既設一時保護所は適用除外

ユニットの整備に努める。小学生以上は個室（8㎡以上）とするよう努める。

### (3)職員配置基準の向上（第18条第1項、同条第3項）

指導員保育士は児童3人に対し1人以上、心理司は児童10人に対し1人以上とする。

### (4)教育の保障（第29条第3項）

適切な教育を受けられるよう通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 3 条例（裏面参照）の概要

- ・国基準は本条例第2条により、すべて反映させています。
- ・本市が独自で国基準に加えた条文は第2条の後段～第7条です（裏面参照）。  
※『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例』の際に加えた条文と同じです。

## 4 意見聴取

- (1) 子どもの意見聴取  
国により令和5年3月に実施
- (2) パブリックコメント  
国により令和6年1～2月に実施
- (3) 名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
条例案について令和6年7月18日に意見徴収（修正意見無し）

## ＜名古屋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例＞

### ※第2条後段～第7条が本市独自追加

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号。以下「府令」という。)の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	一時保護施設は	一時保護施設は、 <u>なごや子どもの権利条例(平成20年名古屋市条例第24号)の理念にのっとり</u>
--------	---------	--

(防犯及び事故防止)

第3条 一時保護施設は、入所している者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 一時保護施設は、非常災害に備え、入所している者及び職員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(帳簿の保存)

第5条 一時保護施設は、府令第32条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 一時保護施設は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## ○一時保護施設の設備及び運営に関する基準

(令和六年三月二十七日)

(内閣府令第二十七号)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の四第三項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

## 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護施設設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十八条から第二十三条まで及び第二十四条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準
  - 二 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十五条第一号、第四号（面積に係る部分に限る。）及び第十二号並びに第二十四条第二項（入所している児童の居室及び一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準
  - 三 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条から第十三条まで、第十七条第二項、第二十六条、第二十九条第三項及び第三十三条の規定による基準
  - 四 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
- 2 一時保護施設設備運営基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、一時保護施設設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的等)

第二条 法第十二条の四第二項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下この条及び次条において「最低基準」という。)は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第三条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第四条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第五条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他

の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第七条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第八条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第九条 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十一条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十二条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止

してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十三条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第十九条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境

を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。  
（一時保護施設における職員の一般的要件）

第十六条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第十七条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽<sup>きんらん</sup>に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要

な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十八条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(令六内府令一〇七・一部改正)

(夜間の職員配置)

第十九条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第二十条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十二條 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十三條 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十四條 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十五條 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十六条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十四条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十七条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十八条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十九条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十一条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第三十二条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十三条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 都道府県知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り

得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十四条 都道府県知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十五条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(大都市等の特例)

第三十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第九条第一項、第十七条第二項、第二十一条第一項第九号及び第十号、第二十七条第二項、第三十三条第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

2 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第九条第一項、第十七条第二項、第二十一条第一項第九号及び第十号、第二十七条第二項、第三十三条第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十五条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。次条第一項において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第四十一条の規定を準用する。

（令六内府令一〇七・一部改正）

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令に定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日（次項において「経過措置期限」という。）まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第四十二条及び第四十六条の規定を準用する。

2 都道府県は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの府令に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であつて、職員の確保に係る計画を策定したときは、条例で定めるところにより、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この府令の施行の日から起算して五年を超えることができない。

（令六内府令一〇七・一部改正）

（指導教育担当職員に関する経過措置）

第四条 令和八年三月三十一日までの間は、第二十条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

附 則 （令和六年十一月二九日内閣府令第一〇七号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。